

指定管理者候補者選定結果

1 対象施設及び指定期間

(1) 施設名称 南相馬市原町区内スポーツ13施設(南相馬市スポーツセンター
南相馬市テニスコート 南相馬市野球場 南相馬市相撲場
南相馬市サッカー場 南相馬市民プール 北新田野球場
北新田運動場 夜の森公園テニスコート 雲雀ヶ原陸上競技
場 南相馬市弓道場 栄町柔剣道場 小川町体育館)

(2) 所在地

南相馬市スポーツセンター	原町区桜井町二丁目200番地
南相馬市テニスコート	〃 高見町一丁目5番地
南相馬市野球場	〃 桜井町二丁目166番地
南相馬市相撲場	〃 桜井町二丁目333番地
南相馬市サッカー場	〃 高見町一丁目5番地
南相馬市民プール	〃 桜井町二丁目166番地
北新田野球場	〃 北新田字諏訪231番地の3
北新田運動場	〃 北新田字諏訪231番地の1
夜の森公園テニスコート	〃 三島町一丁目88番地
雲雀ヶ原陸上競技場	〃 中太田字天狗田96番地
南相馬市弓道場	〃 三島町一丁目67番地の1
栄町柔剣道場	〃 栄町二丁目42番地
小川町体育館	〃 小川町322番地の1

(3) 指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)

2 申請書提出先及び期限

(1) 提出先 南相馬市市民生活部文化スポーツ課

(2) 期限 平成27年10月28日(水)

3 申請団体

1 団体

4 プレゼンテーション審査

施設所管課及び事務局による書類審査を経て、平成27年11月6日(金)に審査員によるプレゼンテーション審査を行った。

(審査員) 副市長、小高区役所長、鹿島区役所長、総務部長兼原町区役所長(欠席のため総務部次長が代理出席)、市民生活部長、文化スポーツ課長及び企画課長

5 指定管理者候補者の選定結果

(1) 所在地 南相馬市原町区高字金井神6-1

(2) 団体名 太田大甕スポーツクラブ

(3) 代表者名 会長 西祥一

6 選定理由

プレゼンテーション審査において、下記「7 審査結果」の審査項目の観点から選定基準に基づいて総合的に評価し、その結果を平成27年11月6日(金)開催の指定管理者選定審査委員会に報告した。

指定管理者選定審査委員会では、プレゼンテーション審査の結果に基づき、委員の合議により選考を行い、「太田大甕スポーツクラブ」を指定管理者候補として決定した。

「太田大甕スポーツクラブ」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「平等な利用を図るための具体的手法」、「類似施設の運営実績」などの項目において優れており、指定管理者としてふさわしいと認められた。

7 審査結果

番 号	審 査 項 目	配 点	平均評価点
			太田大甕スポーツクラブ
(1) -	施設の設置目的及び市が示した管理の方針の実現	10	8.3
(1) -	平等な利用を図るための具体的手法	10	7.9
(2) -	利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法	10	7.0
(2) -	自主事業の提案内容の具体的手法及び期待される効果	10	6.3
(3) -	各施設の効用の最大化を図るための具体的手法	15	9.4
(4) -	施設の管理運営に係る経費の縮減	5	3.1
(5) -	安定的な運営が可能となる人的能力	5	2.5
(5) -	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	10	6.3
(5) -	安定的な運営が可能となる財政的基盤	5	2.7
(5) -	類似施設の運営実績	10	7.6
(6) -	個人情報の保護の管理体制	5	3.1
(7) -	緊急時対応のマニュアル整備	5	3.1
総 合 点		100	67.4

評価は以下のとおり行った。

各審査員が審査基準に基づき審査を行い、審査項目ごとに下記の評価係数と配点とを掛け合わせ採点を行った。

評 価 内 容	評価係数
a.優秀である(高度な能力を有している)	1.0
b.満足である(十分な能力を有している)	0.8
c.平均的である	0.5
d.物足りなさを感じる(能力が若干乏しい)	0.2
e.劣っている(任せることが不安である)	0.0

各審査員の評価項目ごとの採点の平均点を算出し、その合計を総合点とした。

同一項目について審査員の過半数以上が「e」の評価をした場合、又は総合点が配点の合計点の2分の1に満たない場合には選定対象としないこととした。